

## 社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 役職員等旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、本会の役員・委員及び職員（以下「役職員」という。）の旅費に関し、支給すべき旅費の額及び方法を定めることを目的とする。

### (出張)

第2条 役職員が会務のため出張を命じられた時は、速やかに日程を定め予め会長の承認を受けなければならない。

### (旅費の支給)

第3条 役職員等が出張した場合は旅費を支給する。ただし研修会及び講習会でその日程が7日以上にわたる時は、この規程に拘らず打切って支給することができる。

### (役員及び職員以外の者)

第4条 職員以外の者で、会務上依頼した者に支給する旅費は、その都度別に定むる額とする。

### (旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他止むを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって出張しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算することができる。

### (旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は、実費額により支給する。

6 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

### (宿泊料)

第7条 宿泊料の額は、別表の定額による。

### (旅費の調整)

第8条 出張者が、公用車を利用した場合は、正規の鉄道賃・船賃は支給しない。

第9条 講習・研修等のため出張する時、若しくは会長において定額を支給する必要がないと認める時は、旅費額の全部又は一部を支給しないことがある。

### (復命)

第10条 出張者が、その用務を了えて帰会した時は遅滞なく会長に復命しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの外、役職員等の旅費に関し必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 別 表

| 区 分                            | 車 賃<br>(1kmにつき) | 宿 泊 料<br>(1夜につき) |
|--------------------------------|-----------------|------------------|
| 四 役<br>(会長・副会長)                | 円<br>37         | 円<br>10,900      |
| 上記以外の役員・委員、<br>職員その他職員以外の<br>者 | 円<br>37         | 円<br>10,900      |

## 備 考

- 1 職員が四役の随行により宿泊を要する出張をする場合は、この規程にかかわらず四役の旅費を支給する。